

令和2年8月1日  
福祉部指導監査室介護事業者課

## 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の取消しについて

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第84条第1項の規定により、指定の取消し処分を行いましたのでお知らせします。

### 1 対象事業者

- (1) 法人名 合資会社 真心会 (ゴウシカイシャ マゴコロカイ)
- (2) 代表者 代表社員 黒田 重子(クロダ シゲコ)
- (3) 所在地 大阪府東大阪市西石切町一丁目7番27号 102

### 2 対象事業所

- (1) 事業所名称 真心会ケアプランセンター
- (2) 所在地 大阪府東大阪市中石切町二丁目3-17ジュネス石切105号
- (3) 事業の種類 居宅介護支援
- (4) 指定年月日 平成15年9月1日

### 3 指定取消し年月日

令和2年8月1日

### 4 指定取消しの理由

居宅介護サービス計画費の請求において、以下のとおり、運営基準減算に該当する状態にあるにもかかわらず、当該減算をすることなく不正にこれを請求した。

- (1) モニタリング結果を記録していない又はサービス担当者会議を開催していない。(利用者49名分)
- (2) サービス提供の開始に際し、複数事業者の紹介に関する事項及び選定理由の説明の求めに関する事項について文書交付による説明を行っていない。(利用者2名分)

### 5 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領した介護給付費を返還させるほか、法第22条第3項の規定により不正請求額(東大阪市分)に100分の40を乗じて得た加算額を徴収する。

- (1) 東大阪市分  
不正請求額 約3,440,000円

加算額を含めた返還額 約4,820,000円

(2) 東大阪市以外分(豊中市分)

不正請求額(東大阪市が確認した額) 約50,000円

6 欠格事由該当者

法人役員・事業所管理者 黒田 重子(クロダ シゲコ)

法人役員 黒田 修二(クロダ シュウジ)